

平成 30 年度 第 1 回富良野市社会教育委員会議

と き 平成 3 0 年 6 月 4 日 (月)

午後 6 時 0 0 分より

ところ 富良野文化会館 第一会議室

(欠席委員)

無し

1. 辞令交付

近内教育長から、各委員に辞令を手交。

2. 教育長あいさつ

3. 委員・職員自己紹介

4. 社会教育委員の役割について (別紙 1)

別紙 1 に基づき、役割などについて説明。

5. 報告事項

(1) 第 3 6 回少年の主張大会について (5 / 2 3 開催)

※審査員として社会教育委員より天日委員を推薦 (別紙 2 「大会結果」添付)

(2) 上川管内社会教育連絡協議会第 1 回理事会及び総会について (5 / 2 3 開催)

※遠藤委員出席 (別紙 3 「会議顛末書」添付)

(3) 平成 3 0 年度補助金交付団体 (社会教育関係団体) について

※別紙 4 「一覧表」添付

所属委員より昨年度の事業実績等について報告あり。

6. 協議事項

(1) 委員長・副委員長の互選について

事務局提案、満場一致にて天日委員長・遠藤副委員長を互選。

(2) 平成 3 0 年度社会教育推進計画について (別冊)

資料として配布の計画について概略説明。

【福澤委員】生指協について、学校サイドでも同様な取り組みがあり、重複しているのでは？との意見有り。

【事務局】事業目的を明確にしながら、その必要性について議論していきたい旨を回答。

(3) 年間計画 (今後の進め方) について (別紙 5)

※評価シートの配布 (別紙 6)

・別紙 5 に基づき、諮問事項や今後のスケジュール等について説明。

・また、今年度においても 2 部会制を維持していくことを確認したとともに、評価シートを配布し、策定作業も早めに進めていくことを説明。

【井口委員】重点事業を絞って、評価作業も行なった方が良いのでは？との意見あり。

【事務局】 基本的に委員の方々には多角的な視点から様々な事業に対する評価・提言を頂きたいと考えているが、今後、総合戦略に掲げている事業や教育行政評価委員会の評価対象となっている事業等について示していきたい旨を回答。

7. その他

(1) 今年度の主な日程（予定を含む）

- 上川管内社会教育委員基礎講座（8月予定） 旭川市
- 上川管内社教委員・公運審委員合同研修会
10月2日（火）～3日（水） 中富良野町
- 北海道公民館大会 10月11日（木）～12日（金） 名寄市
- 北海道社会教育研究大会 10月12日（金）～13日（土） 留寿都村
- 青少年表彰式 11月23日（金） 文化会館大会議室
- 子ども未来づくりフォーラム 11月28日（水） 文化会館大ホール
- 成人式 1月13日（日） 文化会館大ホール

※午後7時00分 閉会

◎社会教育委員の役割について

○社会教育委員とは？

社会教育委員は、「社会教育法」及び「富良野市社会教育委員設置条例」を根拠とし、社会教育の振興を図ることを目的に設置されるものです。

富良野市では定員 27 名以内、委員の任期は 2 年となっております。

※「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)と定義されています。

○社会教育委員の役割は？

社会教育委員の役割は、富良野市が行う社会教育の振興について、調査、研究、提言などを行うことです。

社会教育委員は、社会教育法において、その職務を次のように定められています。

- 社会教育に関する諸計画を立案すること
- 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること
- 職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- 地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際、意見を述べること

○その他

- 委員には、条例の規定により、報酬及び費用弁償が支給されます。
- 社会教育委員会議の事務は、富良野市教育委員会社会教育課が担当いたします。

○報酬(日額) 5,500円 ※半日のみの場合 2,750円

※会議の出席、社会教育事業へ委員として出席した場合に支払われます(所得税が差し引かれます)。

○費用弁償(旅費) 自宅または勤務先(学校等)からの距離に応じて支払われます

※片道5km以上が対象となります。

※市外(沿線を除く)への研修会等への出席に伴う旅費については、職員旅費と同様の扱いとなります。

○富良野市社会教育委員設置条例 昭和41年7月20日条例第29号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は27名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員は前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるものの他必要な事項に関しては、教育委員会が別に富良野市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第40号）

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

○富良野市社会教育委員会会議規則 昭和58年5月6日教育委員会規則第3号

（目的）

第1条 この規則は、富良野市社会教育委員設置条例（昭和41年条例第29号）第5条に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の在職期間とする。ただし、欠員により互選された委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第3条 委員長は会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 会議は、教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事件とともにあらかじめ通知して招集する。ただし、3分の1以上の委員から招集の請求があつたときは、教育長は会議を招集しなければならない。

2 委員は、公務・疾病・その他の理由により会議に出席できないときは、その理由を付け当日の会議時刻までに委員長に届け出なければならない。

（会議の定足数及び議決）

第5条 会議は、在籍委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第6条 委員長は、関係者に対し説明または資料の提出を求めることができる。

2 関係者は、会議に出席して意見を述べることができる。

（専門部会）

第7条 会議の必要に応じ専門部会を置くことができる。

（その他）

第8条 会議に必要な庶務は、社会教育課において行う。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙 2

平成30年度 富良野市子ども未来づくり事業「少年の主張大会」結果

平成30年5月23日(水) 文化会館大会議室

	名前	学校	学年	性別	主張題
最優秀賞	石上 咲美	樹海中学校	3	女	一人一人の普通
優秀賞（発表順で記載してあります）	林 優里	布部中学校	2	女	積極的、それは・・・
	笹田 六花	樹海中学校	2	女	本当に必要？
奨励賞（発表順で記載してあります）	増田 翔太	富良野西中学校	3	男	この先求められる力
	中田 亜未	山部中学校	3	女	挑戦することの大切さ
	松下 鈴	富良野東中学校	2	女	将来の夢に向けて
	打本 萌生	麓郷中学校	3	女	夢
	谷山 綾音	富良野東中学校	2	女	甘いケーキのおとしあな
	鎌田 鈴音	富良野東中学校	3	女	子供と大人
	加納 朝日	山部中学校	2	男	人と関わることの大切さ
	野呂 奏心	富良野西中学校	3	女	人を信じる、信頼される人になるために
	竹内 瑠那	富良野西中学校	2	女	『5R』とは何か。
	犬飼 英梨香	富良野東中学校	3	女	若者の自殺について
	佐藤 陽	富良野西中学校	2	男	飲酒運転を無くすために

上川管内社会教育委員連絡協議会第1回理事会、総会てん末

日 時 平成30年5月23日（水）
出席者 社会教育委員 遠藤 和章

1、理事会

- 総会議案の審議を行い、全て承認される。
- 30年度全国社会教育研究大会北海道大会の第4分科会助言者を富良野市 天日委員長に依頼が決定。

2、総会

○大島会長挨拶

- ・いつの時代も教育に求められているのは人材の教育であるので、社会教育は人づくりの使命を果たすべきである。
- ・昨年度の文化審議会答申で、今後、首長部局において文化財保護に関する事務を執行・管理することを可能とする仕組みとすべきとするむねの答申がなされた。また、博物館を首長部局で担当できないかを審議中である。
- ・社会教育行政も住民のためにどうあるべきかが今後求められてくる。社会教育委員がどのように地域の声を行政に伝えるかが課題である。

○中島教育局局長

- ・国では、地域教育力向上を目指した環境整備、人材育成など、持続可能な社会教育施設を目指している。
- ・地域の教育施設は地域の財産である。社会教育委員がどう力を発揮するか課題である。

○総会議案は全て承認される。

○役員改選は各ブロックから選出された方々が承認される。

○30年度の研究紀要論文に富良野市が担当となる。

○総会后、教育局小島主査より、別紙により情報提供がされる。

以上

別紙 4

平成30年度 補助金交付団体(社会教育関係団体) 一覧表

交付団体名	補助対象経費	補助額
①日本ボーイスカウト富良野育成会	465,000円	54,000円
②富良野中央婦人会	435,000円	135,000円
③富良野市子ども会育成連絡協議会	1,737,500円	800,000円
④富良野市父母と先生の会連合会 (富良野市PTA連合会)	457,700円	90,000円

平成 30 年度 社会教育委員会議等年間計画（今後の進め方）

1. 青少年表彰者の選考について
 - ・社会教育委員より選考委員を選出し選考する（選考期間を設け、調査、答申案を作成）
2. 平成 31 年度社会教育推進計画について
 - ・各課、各施設の事業内容や課題等について、社会教育委員・職員の共通認識を図っていくことを目的に、各領域の事業内容や課題について確認・協議する機会を設ける。
 - ・各事業担当職員と社会教育委員により、今年度の事業評価を行い、次年度の計画策定の参考にする。
3. 研修について
 - ・上川管内社会教育委員連絡協議会・北海道社会教育委員連絡協議会・北海道公民館協会主催の各研修会
 - ・自主研修

■社会教育委員会議日程（案）

月 日	会 議	内 容
6 月 4 日	第 1 回社会教育委員会議	社会教育推進計画 年間計画等
8 月 下旬	第 2 回社会教育委員会議	自主研修会
8 月	上川管内社会教育委員基礎講座 (旭川市)	内容については検討中
9 月 下旬	第 3 回社会教育委員会議	諮問事項 富良野市青少年表彰規則に基づく平成 30 年度 表彰者の選考について
必要に応じて	※青少年表彰選考委員会	
10 月 2 日 3 日	上川管内社教委員・公運審委員 合同研修会（中富良野町）	講演・分科会 他市町村社会教育委員との情報交換
10 月 11 日 12 日	第 62 回北海道公民館大会 (名寄市)	講演・分科会 他市町村社会教育委員との情報交換
10 月 12 日 13 日	第 57 回北海道社会教育研究大会 (留寿都村)	講演・分科会 他市町村社会教育委員との情報交換
10 月 中旬	第 4 回社会教育委員会議	諮問事項 富良野市青少年表彰規則に基づく平成 30 年度 表彰者の選考について 諮問事項 平成 31 年度社会教育推進計画の策定について
必要に応じて	・平成 31 年度推進計画 策定作業（素案作成）	
2 月 上旬	答申（委員長・副委員長）	平成 31 年度社会教育推進計画の策定について

※その他、諮問等の必要に応じて社会教育委員から意見をいただくことがあります。

別紙 6

社会教育推進計画 点検・評価シート

記入者氏名

※富良野市教育計画(社会教育編)の中から事業を選択し、以下に記入してください。

領 域	P7～家庭教育・P9～少年・P15～青年・P17～成人・P18～高齢者 P19～文化財保護・P21～社会教育推進の基盤整備 P24～公民館・P27～生涯学習センター・P28～博物館・P32～図書館		
事業名			
評 価	達成度・効果度で4段階評価をお願いします(下のA～Dのいずれかに○をつけてください)。		
	達 成 度	A ・ B ・ C ・ D	効 果 度 A ・ B ・ C ・ D
	達成度～事業の進捗状況として、当該年度において事業がどの程度まで実施できたのかを評価します。 A：実践が進み効果を上げている B：実践が進み、達成度は比較的高いと判断される C：実践に努めているが、達成度は低いと判断される D：ほとんど（全く）実践されず、努力を要する		
	効果度～事業の実践により、当該年度に得られた効果がどの程度なのかを評価します。 A：期待どおりの効果が得られたと判断される B：やや期待どおりの効果が得られ、効果度が比較的高いと判断される C：期待どおりの効果までは得られず、効果度が低いと判断される D：期待した効果がほとんど（全く）得られなかったと判断される		
	※達成度・効果度の4段階評価についての主な理由を記入してください（思ったことで構いません）。		
課 題	※あなたが考えるこの事業の課題（課題と思える点）を記入してください。		
改善策	※あなたが考えるこの事業の課題に対する改善策(どんなことでも構いません)があれば記入してください。		
今後に向けて	継続性	A ・ B ・ C ・ D	A:事業拡大も含め積極的に進める (効果が高い、将来的な効果が見込まれる) B:現状維持しながらすすめる (効果はある・効果が期待できる) C:事業の縮小を検討(一定の成果または効果が少ない) D:事業の廃止を検討(一定の成果または効果が少ない)